

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 障がいのある人への各種手当

障がいがある人やその家族の経済的負担を軽減するため、各種手当を支給しています。

◆特別児童扶養手当

対象者	対象外となる人
20歳未満で、精神または身体に中程度以上の障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母など	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、父母または養育者の住所が国内にないとき ・支給対象の児童が、障がいを事由に年金を受け取ることができるとき ・支給対象の児童が、児童福祉施設など(通園・通所施設は除く)に入所しているとき
手当額・支給日 ※本人、扶養義務者の所得制限があります。	

	1級	2級
手当額 (児童1人あたり)	月額 53,700円	月額 35,760円
支給日	4月、8月、11月の各月11日 ※土日祝日のときは、その前日の平日	

◆特別障害者手当・障害児福祉手当

対象者	
特別障害者手当	20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活で常時介護を必要とする人
障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活で常時介護を必要とする人
手当額・支給日	

	特別障害者手当	障害児福祉手当
手当額	月額 27,980円	月額 15,220円
支給日	2月、5月、8月、11月の各月10日 ※土日祝日のときは、その前日の平日	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、扶養義務者の所得制限があります ・施設または病院に3か月以上継続して入所・入院している場合などは支給されません 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、扶養義務者の所得制限があります ・施設入所や障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合などは支給されません

※詳しい要件や手続の方法は、ホームページをご覧ください。



▲町ホームページ

現在手当を受けているみなさんへ

9月11日(月)までに**所得状況届**の提出が必要です。対象者には文書を送付していますので、手続きをお願いします。

なお、この届を提出しないと、その年の8月以降の手当を受けることができなくなる場合があります。ご注意ください。

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 ☎ 0859-68-5534